

令和4年8月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	67	48	62	65	61								303
問い合わせ	4	5	4	4	5								22
要望	0	0	0	0	0								0
計	71	53	66	69	66	0	0	0	0	0	0	0	325
(前年度計)	(59)	(56)	(58)	(67)	(65)	(65)	(72)	(63)	(66)	(76)	(61)	(72)	(780)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	3	6	6	6								24
(前年度)	(6)	(2)	(4)	(5)	(3)	(7)	(3)	(0)	(3)	(6)	(1)	(5)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	5	1	4	1	3								14
20歳代	4	5	6	7	7								29
30歳代	10	6	7	8	11								42
40歳代	11	10	12	8	12								53
50歳代	11	9	11	9	6								46
60歳代	13	6	10	17	7								53
70歳以上	15	12	11	14	14								66
その他・不明	2	4	5	5	6								22
計	71	53	66	69	66	0	0	0	0	0	0	0	325

今月の相談事例

大学に入学してまもない息子が、バイト代わりになり儲かるもの、とネットで検索した。儲かるFXシステムを販売しているサイトを見付け、ネットで注文した。代金の10万円は消費者金融から借金して払うよう業者から言われ、言われるままにした。儲かるはずもなくやめさせたいが、クーリング・オフはできるか。契約書には、購入した商品の返金には応じないと書いてある。

センターからのアドバイス

ネットで注文しているのでクーリング・オフはできず、応じないと契約書に書いてあるので返金は難しいと考えられます。さらに、民法改正で成人年齢が18歳となったので、18歳と19歳の方は未成年者契約取り消しができなくなりました。副業としてFXシステムを購入する事例は多数あり、消費者金融から借金して購入費用に充てるよう業者から言われたという相談も多く受けます。FXは難しい取り引きで投資に大金が必要となり、今後は業者からサポート費用を請求されることもあります。儲かるという副業には手を出さないことが賢明です。